

関税率表解説改正

新	旧
<p>93.06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p>	<p>93.06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</p> <p><u>9306.10 - 弾薬筒（びょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品</u></p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p>